

港区社会福祉協議会 正規職員(2 級職(主任))募集要項

(一般公募)

1 職 務 社会福祉協議会の業務全般（事務・相談援助業務等）

2 年齢及び資格

次の要件を全て満たしていること。

- ① 採用日現在 63 歳未満の人（雇用対策法施行規則第 1 条の 3 第 1 項 1 号による）
- ② 民間企業、福祉団体、行政、自営等（以下「民間企業等」といいます。）における福祉に関する相談援助業務従事歴が下記の年数以上（令和 9 年 3 月 31 日現在）ある人
 - ・ 直近 14 年中 8 年（平成 25 年 4 月 1 日以降で 8 年）
 - ア 1 つの業務に週 20 時間以上従事した経験が必要です。
 - イ 満 22 歳に達した日の属する年度の翌年度の 4 月 1 日以降の期間に限ります。
 - ウ 1 年以上の期間について、複数の民間企業等での経験を通算できます。
- ③ パソコン操作が的確にできる人
（ワード・エクセル等のソフトウェアを使い文書作成、データ入力等ができる人）
- ④ 社会福祉にかかわる様々な課題の解決に熱意を有し、コミュニケーション能力が高い人
- ⑤ 社会福祉士の資格を有する人
- ⑥ 令和 8 年 10 月 1 日現在、本会の正規職員ではない人

3 雇用形態 正規（常勤）

4 採用予定 令和 9 年 4 月 1 日付採用 若干名

5 応募書類 ① 履歴書（最近 3 か月以内に撮影した写真を貼付すること。）
② 職務経歴書（A4 用紙 1 枚程度、様式自由）
③ エントリーシート（本会指定様式）

※③は本会ホームページからダウンロードしてください。<https://minato-cosw.net/>

※応募書類は返却しません（本会で責任をもって廃棄します）。

6 応募締切 持参：令和 8 年 11 月 9 日（月）午後 5 時まで（代理可。土・日曜日、祝日除く。）
郵送：令和 8 年 11 月 9 日（月）まで（必着）
書類の不備、期限を過ぎて到着したものは無効となります。

7 採用説明会

と き：令和 8 年 10 月 23 日（金）① 午後 2 時～3 時 ② 午後 6 時 30 分～7 時 30 分

ところ：港区社会福祉協議会 会議室（港区六本木 5-16-45）

※①②は同内容で行います。※予約不要、服装自由、入退場自由

※参加は必須ではありません。

8 選考月日・会場及び選考方法

① 書類選考

② 第一次選考 筆記（課題式論文）

と き：令和 8 年 11 月 29 日（日）午後 1 時 45 分集合

ところ：麻布地区総合支所 第 3 会議室

（港区六本木 5-16-45 港区麻布地区総合支所 2 階）

※会場は変更になる場合があります（変更後も港区内会場の予定）。

③ 第二次選考 面接

と き：令和 8 年 12 月 13 日（日）（時刻指定）

ところ：港区麻布地区総合支所（港区六本木 5-16-45）

注：本会が講ずる「求職活動等におけるセクシュアルハラスメントの防止対策」については、本要項末尾をご参照ください。

9 合格者の発表（予定）

① 書類選考

11 月 19 日（木）頃までに応募者全員に書類選考の結果を通知し、書類選考通過者には受験票を送付します。令和 8 年 11 月 29 日（土）第一次選考当日に持参してください。※書類選考結果が届かない場合は、11 月 27 日（金）午後 5 時までにお問い合わせください。

② 第一次選考・第二次選考

合格者は、港区社会福祉協議会掲示板およびホームページ上で発表するとともに、全員に通知します。

* 第一次選考結果 令和 8 年 12 月 4 日（金）（発表予定）

* 第二次選考結果 令和 8 年 12 月 25 日（金）（発表予定）

10 勤務条件

① 給与等

初任給（地域手当含）約 337,800 円（大学卒業程度、令和 8 年 10 月現在）

経験等に応じ、一定の基準により加算（上限 440,400 円、地域手当含）します。

その他、本会規程により通勤手当（上限有り）、扶養手当、住居手当、期末・勤勉手当等の支給があります。

※本会規程に基づき、定年制度があります。（令和 9 年度は 63 歳が定年です。以降、定年年齢を 65 歳まで順次引き上げます。なお、制度完成までに定年を迎える人は、再雇用制度（1 年ごとの契約更新）により、65 歳まで働くことができます。）

※60 歳に達した日後の最初の 4 月 1 日以降は、適用される給料月額の 7 割が支給額となります。

② 福利厚生等 健康保険・厚生年金・雇用保険等加入

③ 勤務時間等

勤務時間：午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分（7 時間 45 分／日）

休 日：土・日曜日、祝日、年末年始 年次有給休暇：20 日

④ 勤務場所 社会福祉法人 港区社会福祉協議会（港区六本木 5-16-45）

11 その他

次の事項に該当する人は応募できません。

- ① 拘禁刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることができなく

なるまでの人

- ② 日本国憲法施行の日以降において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

12 受験申込・問い合わせ

社会福祉法人 港区社会福祉協議会

〒106-0032 港区六本木 5-16-45 港区麻布地区総合支所 2 階

Tel03 (6230) 0280 Fax03 (6230) 0285 (担当: 津野田・中村・萩原)

開設時間: 祝日、年末年始を除く月曜日～金曜日 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分

<「求職活動等におけるセクシュアルハラスメント」の防止対策>

■ 定 義

「求職活動等におけるセクシュアルハラスメント」とは、次の3つの要素をすべて満たすものをいいます。

(男女雇用機会均等法第 13 条第 1 項)

- ① 求職活動等における行為であること
- ② 性的な言動(※)であること

※性的な言動	性的な内容の発言	性的な事実関係を尋ねること、性的な内容の情報を意図的に流布することなど。
	性的な行動	性的な関係を強要すること、必要なく身体に触ること、わいせつな図面の配布することなど。

- ③ 求職者等の求職活動等が阻害されること

■ 対象範囲

本方針は、以下を含むすべての採用関連活動に適用されます。

- (1) 交際・私的関係・個人連絡先の強要
- (2) 内定等を示唆した関係の要求
- (3) 性的な発言、容姿評価、恋愛・結婚等に関する不適切な質問
- (4) 不必要な身体的接触
- (5) 採用選考と無関係は私的接触や食事等への誘い

■ 主な防止対策

本会では、求職活動等におけるセクシュアルハラスメントを防止するため、募集から採用に至る一連の過程において、以下の対策を講じます。

- (1) 面談の時間帯・場所の適正化
 - ・勤務時間外及び事業所外での面談は原則として行わない。
- (2) 面接・面談の実施体制
 - ・求職者等と担当者が一対一で面談を行わない体制を整える。
- (3) 連絡手段の適正化
 - ・職員の私用携帯電話での連絡を禁止する。
 - ・SNS のダイレクトメッセージ等は使用せず、本会指定のメールアドレスのみを使用する。

(4)採用関係者への教育・指導

・採用活動に関与するすべての者に対し、適切な教育・指導を行い、防止体制を継続的に見直す。

■ 本会の責任と対応姿勢

本会は、求職者等に対するセクシュアルハラスメント防止について、雇用関係の有無にかかわらず法人の責任として対応します。

相談・苦情への対応にあたっては、関係者のプライバシーを保護し、相談したことや事実確認に協力したことを理由とする不利益取扱いは一切行いません。

■ 相談窓口

本会の求職活動等において、「性的な言動」による被害を受けた場合、あるいはお気づきの点があった場合は、下記の窓口まで。ご相談・ご連絡ください。

【求職活動等におけるセクシュアルハラスメント相談窓口】

責任者：社会福祉法人 港区社会福祉協議会 事務局次長 櫻庭 靖之

連絡先：03(6230)0288(直通)

メールアドレス：sakuraba@minato-cosw.net